

昭和二十七年三月四日受領  
答 弁 第 一 六 号

(質問の 一六)

内閣衆質第一六号

昭和二十六年三月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員中曾根康弘君提出旧陸軍共済組合員中終戦時年令四十五才未満の者に年金資格付與に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中曾根康弘君提出旧陸軍共済組合員中終戦時年令四十五才未満の者に年金資格付

與に関する質問に対する答弁書

一 旧陸軍共済組合員中終戦時年令四十五才未満の者については、旧陸軍共済組合規程により年金受給権がなかつたので、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法においても年金受給権が與えられなかつたものであり、これに類する例は、他の旧令による共済組合についても存する。

二 御質問の点は、戦傷病者及び戦没者遺家族等の援護、軍人恩給の問題その他とも密接な関連をもつものであり、その処理について総合的に検討中である。

右答弁する。